

産業廃棄物処分業許可証

住 所 鳥取県米子市蚊屋235番地2
氏 名 株式会社大協組
代表取締役 小山 典久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成27年 3月 8日
許可の有効年月日 平成32年 3月 7日



複写

1. 事業の範囲

別紙のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 2月13日 更新許可
平成28年10月12日 変更届 (事業の用に供する施設の変更)
平成29年 4月28日 変更届 (事業の用に供する施設の変更)
平成30年 1月16日 変更届 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の有無の変更)
平成30年 2月 8日 変更届 (保管施設の変更)
平成30年 7月 2日 変更届 (保管場所の変更)
平成30年 7月25日 変更許可 (がれき類の限定条件「コンクリート廃材及びアスファルト廃材に限る」の削除)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理	
		セメント・薬剤固化	破碎
(1)	燃え殻	○	—
(2)	汚泥	○	—
(3)	ガラスくず等	—	○
(4)	がれき類	—	○
(5)	ばいじん	○	—

・以上5品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
 ・(2)については、無機性汚泥に限る。

(備考)

- ・「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：ばいじん等のセメント・薬剤固化施設

設置場所	鳥取県米子市蚊屋字大坪261番2、240番4、239番4	
設置年月日	平成29年4月27日	
処理能力	燃え殻、汚泥、ばいじん	317m ³ /日 (39.6m ³ /時間×8時間/日)
保管施設	燃え殻、ばいじん	保管容量200m ³ (サイロ保管) 保管容量200m ³ (サイロ保管) 保管容量550m ³ (保管面積165m ²) 保管容量314m ³ (保管面積92m ²)
	汚泥	保管容量100m ³ (保管面積41m ²)

(2) 施設の種類：木くず又はがれき類の破碎施設

設置場所	鳥取県米子市淀江町稻吉字久坂平997番	
設置年月日	平成22年9月21日	
処理能力	がれき類	1,200トン/日 (150トン/時間×8時間/日)
	ガラスくず等	800トン/日 (100トン/時間×8時間/日)
許可年月日	平成22年9月13日	
許可番号	第201000096748号	
保管施設	がれき類、ガラスくず等	保管容量7,533m ³ (保管面積1,785m ² 、保管の最高高さ7.0m)
	がれき類、ガラスくず等	保管容量2,950m ³ (保管面積899m ² 、保管の最高高さ6.0m)
	がれき類、ガラスくず等	保管容量307m ³ (保管面積205m ² 、保管の最高高さ3.0m)

